

特別  
陳列

# よみがえった文化財

—琵琶湖文化館の収蔵品と修復の世界—

2009.11.21(土)～2010.1.17(日)

主催 滋賀県教育委員会 滋賀県立琵琶湖文化館 滋賀県立安土城考古博物館  
後援 朝日新聞大津総局 京都新聞滋賀本社 産経新聞大津支局 中日新聞社 日本経済新聞社大津支局 毎日新聞大津支局 読売新聞大阪本社  
共同通信社大津支局 時事通信社大津支局 KBS京都 大津放送局 BBCびわ湖放送 滋賀報知新聞社

明治初期の廃仏毀釈を契機として我が国で文化財保護の必要性が説かれるようになってから、100年が経過しました。現在、「文化財保護」には保存環境を整えて虫歯害から文化財を守ること、管理を強化して防災・防犯に努めることなど、さまざまな取り組みがあります。

中でも文化財の修復は、直接文化財に手を加えるという点で他の取り組みとは異なる慎重さが要求されるものです。文化財の中には、経年変化によって物体としてその形や材質を保持することが難しくなってきているものが多く、そのまま放置しておけば崩壊、損壊してしまう恐れもあります。

それを防ぐ最終的な手段となるのが「修復」です。多岐にわたる修復技法の中からもっとも適した方法で修復は行われなければならないのですが、これも手法を間違えれば文化財としての価値を損なうこともあります。

琵琶湖文化館の収蔵品を中心とする修復された文化財を公開し、あわせて修復の工程や作業の様子などをパネルで詳しく紹介するこの展覧会が、正しい文化財修復についての知識を皆さんに広く知っていただく機会となれば幸いです。

建

## 造物と修復 ((ギャラリートーク開催:12/12(土)13:30～))

建造物は、美術工芸品とは異なり、常に風雨にさらされ、日々、老朽化し破損や傷みが進行する。文化財として指定されている建造物であっても、建築としての役割を持ち続ける以上、避けて通ることはできない。このため、文化財建造物を適正に維持していくためには、およそ30年～50年ごとの屋根葺き替えや、150年～200年ごとの根本修理を実施する必要がある。

根本修理は、建物の全部材を解体する「全解体修理」と軸部の大半を解体しないで行う「半解体修理」に分類される。また、維持修理は、一部の破損した箇所の修繕のみを行う「部分修理」、屋根葺材の耐用年数に応じて葺き替えを行う「屋根葺替修理」、経年により退色や剥落した塗装等の修理を行う「塗装修理」などに分類される。

日本の建造物は根本修理を行えるところに大きな特徴がある。その多くが木造で、数多くの部材が組み合わされた構造をもち、石造や煉瓦造のように一体化していないため、建物を解体して破損した部材を交換、補修し再び組み直すことができる。

我が国の文化財建造物の保存修理は、明治30年(1897)の古社寺保存法施行以来、脈々と受けられており、本県も同様である。文化財建造物の保存修理の特徴として第一に、解体した部材の再利用を徹底的に試みることが求められ、破損腐朽した部分を取り除き、構造的に問題が起こらない限り埋木、矧木、継木とあらゆる手段を駆使して再利用が行われる。第二に、修理にともなう解体作業中に部材の新旧や痕跡等を調査し、建物の改修の歴史を明らかにした上で、可能な場合は、その建造物が最も歴史的、学術的に価値が高かったと判断される時期の姿に復元が行われる。第三に、これらの調査や修理事業の内容をまとめた報告書を作成し、学術資料として、他の建造物の保存修理等に役立てられていることが挙げられる。



11 破損・腐朽した屋根小屋組の修理  
(重要文化財明王院本堂)



12 木部の埋木修理  
埋木修理は、破損した部分を取り去り、新材を埋め込む修理方法である。  
(重要文化財明王院本堂)



13 屋根「とち葺」の復  
調査の結果、建立当初は厚い杉板を重ねた「とち葺」であったことが判明し復元した。(重要文化財明王院本堂)

## 出品目録

番号	指定区分	作品名	員数	時代	所有者	前期	後期
45	△	三尾神社本殿棟札	四枚	明治～平成	三尾神社(大津市)		パネル展示
46	△	三尾神社本殿建築部材 板古材(一点) 旧野地板(一点)・妻支外垂木面戸板(一点)		室町 桃山	三尾神社(大津市)	○	○
47	△	三尾神社本殿造営文書	三冊	室町・桃山	三尾神社(大津市)	○	○
48	◎	明王院本堂建築部材 旧屋根とち葺き板(三点)・壁板(一点)		江戸	明王院(大津市)	○	
49	◎	明王院政所表門建築部材 破風板(二点)・化粧垂木(一点) 蟇股(一点)・大斗(一点)		室町	明王院(大津市)	○	
50	◎	生和神社末社春日神社本殿建築部材 地垂木(一点)・打越垂木(一点) 飛檐垂木(一点) 虹梁(一点)・蟇股(一点) 懸魚(四点)・鰯瓦(二点)		鎌倉 室町 江戸 江戸	生和神社(野洲市)		○

◎は重要文化財 △は滋賀県指定文化財 □は市町指定文化財を示す。